

<資料1>

おもな学校感染症と出席停止期間		
	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症をした後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後2日経過するまで
	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
その他の感染症		
①条件によっては出席停止が必要と考えられる感染症 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）・急性細気管支炎（RSウイルス）		
②出席停止の必要が無いと考えられる感染症 アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹（とびひ）		

